

旭地振第 372 号
令和 4 年 6 月 8 日

地区連合自治会町内会長 各位

旭区地域振興課長

令和 4 年度旭区安全安心功労者区長表彰候補者の推薦について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より地域における安全安心の推進に御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、旭区では、安全安心の一層の強化を図るため、区内において防犯・交通安全・防災に寄与する活動の推進に功労のあった個人及び団体に対し、旭区安全安心功労者区長表彰実施要綱に基づき区長表彰を行っています。

今年度も、要綱に基づき防犯・交通安全・防災の部において功労のあった個人及び団体に対して、9月30日（金）のあさひ安全安心フェア（会場：旭公会堂）の場にて表彰を実施する予定です。

つきましては、別紙表彰要綱及び基準に基づき、防犯部門・防災部門・交通安全部門の表彰候補者の推薦について、添付の推薦書により推薦をお願いいたします。

※ 実施にあたっては新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、国・県の方針や通知、具体的なガイドライン等を踏まえ、万全の感染対策を講じた上で縮小開催等、例年と開催方法を変更させていただきます。また状況によっては安全安心フェアを中止とさせていただきます。

1 推薦書提出期日

令和 4 年 7 月 29 日（金）

※ 各自治会町内会から地区連合自治会町内会長への提出期限は 7 月 19 日（火）としております。

2 推薦書提出方法

下記担当あて郵送又は担当窓口（21 番）まで直接ご提出ください。

〒241-0022

旭区鶴ヶ峰 1-4-12

旭区地域振興課地域活動係 担当：佐藤

※ 要綱により推薦者は旭区安全安心対策協議会会員と定められていますので、推薦者は必ず地区連合自治会町内会長になります。そのため、連合未加入の自治会町内会から推薦の御相談がありましたら、御対応をお願いします。

※ 交通安全部門については、別途、（一財）旭区交通安全協会からも推薦されます。

担当：（防犯・交通の部）旭区役所地域振興課地域活動係（窓口 21 番）

飯田・三浦・佐藤・遠藤 TEL 9 5 4 - 6 0 9 1

（防災の部）旭区役所総務課庶務係（窓口 24 番）

猪子・中畑・松浦・霜 TEL 9 5 4 - 6 0 0 7

旭地振第 372 号
令和 4 年 6 月 8 日

自治会町内会長 各位

旭区地域振興課長

令和 4 年度旭区安全安心功労者区長表彰候補者の推薦について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より地域における安全安心の推進に御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、旭区では、安全安心の一層の強化を図るため、区内において防犯・交通安全・防災に寄与する活動の推進に功労のあった個人及び団体に対し、旭区安全安心功労者区長表彰実施要綱に基づき区長表彰を行っています。

今年度も、要綱に基づき防犯・交通安全・防災の部において功労のあった個人及び団体に対して、9月30日（金）のあさひ安全安心フェア（会場：旭公会堂）の場にて表彰を実施する予定です。

つきましては、別紙表彰要綱及び基準に基づき、**防犯部門・防災部門・交通安全部門**の表彰候補者の推薦について、添付の推薦書により推薦をお願いいたします。

※ 実施にあたっては新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、国・県の方針や通知、具体的なガイドライン等を踏まえ、万全の感染対策を講じた上で行いますが、状況によっては安全安心フェアを中止とさせていただきます。

1 推薦書提出方法

自治会町内会長様から各連自治会町内会長様へ推薦書を御提出ください。その後、各連自治会町内会長様が取りまとめのうえ、7月29日（金）までに旭区地域振興課にご提出いただくこととしています。

2 提出期限

令和 4 年 7 月 19 日（火）

※ 要綱により推薦者は旭区安全安心対策協議会会員（連自治会町内会長）と定められています。そのため、連合未加入の自治会町内会の皆様の推薦にあたっては、近隣の連自治会町内会長様へ御相談ください。

担当：（防犯・交通の部）旭区役所地域振興課地域活動係（窓口 21 番）
飯田・三浦・佐藤・遠藤 TEL 9 5 4 - 6 0 9 1
（防災の部）旭区役所総務課庶務係（窓口 24 番）
猪子・中畑・松浦・霜 TEL 9 5 4 - 6 0 0 7

推 薦 書

(個 人 用)

年 月 日

旭 区 長

(推薦者職氏名)

連 合 自 治 会 町 内 会 名 _____

連 合 自 治 会 町 内 会 長 名 _____

旭区安全安心功労者として、次のとおり推薦します。

活動部門	防 犯 ・ 交 通 安 全 ・ 防 災		
フリガナ 氏 名	明治 大正 年 月 日生 昭和 平成		年 齢
			才
住 所	区	職業	現在の役職
	Tel ()		
表彰歴	表 彰 区 分	表 彰 年 月 日	功 績 内 容
活動期間	昭和 ・ 平成 年 月 頃 から		
活動区分	表彰基準 (1) 広報啓発・教育・訓練・街頭活動等 (2) 発明・調査・研究 (3) 寄付 (4) その他 ()		
功労の概要			

推 薦 書

(団 体 用)

年 月 日

旭 区 長

(推薦者職氏名)

連 合 自 治 会 町 内 会 名 _____

連 合 自 治 会 町 内 会 長 名 _____

旭区安全安心功労団体として、次のとおり推薦します。

活動部門	防 犯 ・ 交通安全 ・ 防 災		
フリガナ 団体名			
代表者名	構 成	男 人 女 人	計 人
所在地	旭 区 Tel ()		
表彰歴	表 彰 区 分	表 彰 年 月 日	功 績 内 容
活動期間	昭 和 ・ 平 成 年 月 頃 从 来		
活動区分	表彰基準 (1) 広報啓発・教育・訓練・街頭活動等 (2) 発明・調査・研究 (3) 寄付 (4) その他 ()		
功労の概要			

旭区安全安心功労者区長表彰実施要綱

制 定 平成22年6月22日 旭地振第416号（旭区長決裁）

最近改正 平成30年12月1日 旭地振第1123号（旭区長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、旭区内において防犯・交通安全・防災活動（以下「安全安心活動」という。）の推進に功労のあった個人または団体を表彰し、もって安全安心活動の一層の強化を図ることを目的とする、旭区安全安心功労者区長表彰（以下「表彰」という。）に関して、必要な事項を定める。

（表彰の部門）

第2条 表彰の部門として、防犯の部、交通安全の部、防災の部を設ける。

（表彰の対象）

第3条 表彰の対象は、旭区内の安全安心活動の推進において、次の各号のいずれかに該当する、業績または功労が特に顕著で、他の範とするに足る個人及び団体とする。

- （1）広報啓発、教育、訓練、街頭活動等に尽力し、安全安心なまちづくりに多大な貢献が認められるもの
- （2）安全安心活動において優れた発明、調査、研究に尽力し、功績があったもの
- （3）資材、物品、施設等を寄付し、安全安心活動の推進に寄与したもの
- （4）その他、安全安心活動の推進に寄与したもの

2 表彰の対象に関する詳細な基準については、別に定める。

（表彰候補者の推薦）

第4条 旭区安全・安心対策協議会（以下「協議会」という。）は、第3条の条件を満たす個人及び団体を、被表彰候補者として旭区長に推薦することができる。

（被表彰者の決定）

第5条 旭区長は、前条により推薦された被表彰候補者について、審査を行った上で、被表彰者を決定するものとする。

（表彰の方法）

第6条 表彰は、旭区長からの表彰状等の授与をもって、これを行うものとする。

（表彰の時期）

第7条 表彰は、原則として毎年1回行うものとする。

（実施細目）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 6 月 22 日から施行する。

(旭区交通安全功労者区長表彰要綱の廃止)

- 2 旭区交通安全功労者区長表彰要綱は、本要綱の施行をもって廃止する。

(旭区防犯功労者区長表彰実施要綱の廃止)

- 3 旭区防犯功労者区長表彰実施要綱は、本要綱の施行をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

旭区安全安心功労者区長表彰基準

制 定 平成22年6月22日
旭地振第416号（旭区長決裁）

旭区安全安心功労者区長表彰実施要綱（平成22年6月22日旭地振第416号、以下「要綱」という。）における表彰基準は次のとおりとする。

- 1 要綱第3条に定める対象者は、次の基準に該当する個人または団体とする。
 - （1）第1号については、原則としてその活動が3年以上継続的に行われているもの
 - （2）第2号については、警察署等専門機関の評価を得られたもの
 - （3）第3号については、5万円以上の金品の寄付のあったもの
 - （4）交通安全の部においては、原則として旭交通安全協会長の表彰を受けたもの

- 2 次に該当するものは、原則として要綱第3条に定める対象者となることができない。
 - （1）過去に同一の業績または功労により、本表彰を受けたもの
 - （2）過去に同一の業績または功労により、神奈川県知事、神奈川県警察本部長、神奈川県交通安全協会長、神奈川県防犯協会連合会長、横浜市長、横浜市交通安全協会長、横浜市防犯協会連合会長のいずれかの表彰を受けたもの
 - （3）本表彰の対象となる活動を営利、営業の目的または職務として行うもの
 - （4）交通安全の部にあつては、過去3年以内に自己の責任による交通事故、交通違反により、刑事処分、行政処分または交通反則通告処分を受けたことのあるもの
 - （5）防犯の部にあつては、過去3年以内に犯罪をおかし、刑事処分、行政処分を受けたことのあるもの